

2021年4月30日

## 認定申請時に係る認定申請手数料納付方法の変更に伴う 事務手数料の有料化のお知らせ

貴社ますますご盛業のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り深謝いたします。

これまで構造方法等の認定申請の際に必要な認定申請手数料(20,000円)は、収入印紙により納付しておりました。この手数料について、国土交通省の要請により当センターが一括して電子納付することになりました。これにより手数料の請求、入金管理及び納付手続き等の事務作業が発生することから2021年7月1日からの性能評価申請受付分より事務手数料を頂くこととしました。

### 事務手数料有料化の対象になる業務区分

| 区分            | 名称                   |
|---------------|----------------------|
| 1, 2, 3 及び 14 | 「耐火構造・防火材料関係」        |
| 4             | 「界壁の遮音構造」            |
| 6             | 「37条建築材料」            |
| 8の3及び6        | 「ホルムアルデヒド関係」         |
| 11、24         | 「軸組の壁倍率」、「枠組壁工法の壁倍率」 |

### 認定申請1件あたりの認定申請手数料及び事務手数料

| 請求項目        | 従来              | 2021年7月1日分受付より                                   |
|-------------|-----------------|--|
| 認定申請<br>手数料 | 収入印紙を<br>お客様が用意 | 1件につき20,000円(非課税)をお客様へ請求し<br>建材試験センターが国土交通省へ電子納付 |
| 事務手数料       | なし              | 1件につき11,000円(税込み)をお客様へ請求                         |

お客様の皆様には新たに事務手数料のご負担をお願いすることになり、まことに心苦しい限りではございますが、より一層のサービス向上に努めてまいりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

本件についてのお問い合わせ先

一般財団法人建材試験センター 性能評価本部

TEL : 048-935-9001

以上